図書省略認定を使用した木造建築物の新築推進に係る冊子作成等業務の受託者募集要項

１　委託業務の概要

(1)　業務委託の名称

図書省略認定を使用した木造建築物の新築推進に係る冊子作成等業務委託

(2)　業務内容

別紙の冊子作成等業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3)　業務の期間

契約の日の翌日から令和９年３月３１日まで

(4)　委託費用の上限

￥３，５２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

２　参加資格

(1)　本業務に関する履行能力を判断するため、次のいずれかに該当する者を参加資格を有する者とします。

ア　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者

イ　次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

(ｱ)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと

(ｲ)　引き続き１年以上、当該営業を営んでいること

(ｳ)　消費税又は法人税及び消費税の未納がないこと

(ｴ)　本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと

(ｵ)　本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと

(ｶ)　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(ｷ)　募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者であること

(ｸ)　代表者、役員又はその使用人が刑法第９６条の６又は第１９８条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと

(ｹ)　団体又は、その代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと

(ｺ)　過去に本業務と同種又は類似の業務（以下「同種・類似業務※」という。）について受託実績があること。ただし、国又は地方公共団体その他公的機関の発

注業で、平成２８年度以降に業務を完了したものに限る

※同種・類似業務

同種業務：建築基準法の構造耐力に係る制度の解説書の策定及びこれに類する業務

類似業務：建築基準法等に関する制度の解説書の策定及びこれに類する業務
建築基準法の構造耐力に係る調査及びこれに類する業務
制度促進のための広報資料の作成及びこれに類する業務

３　応募手続等

(1)　募集期間

令和８年１１月６日（金）～令和８年１１月２５日（水）

(2)　提出書類

本プロポーザルへの参加希望者（以下：「受託希望者」という）は、次の書類を提出してください。

ア　参加申込書（第１号様式）　１部

イ　提案書（第２号様式～第４号様式）　５部

(ｱ) 業務実績調書／配置技術者調書（第２号様式）

業務実績調書には、平成２８年度以降に完了した同種・類似業務の実績を記載してください。ただし、国又は地方公共団体その他公的機関の発注業務に限ります。

配置技術者調書には、本業務において配置する管理技術者及び主任技術者の保有資格、同種・類似業務実績並びに手持ち業務（委託期間内の予定も含みます。）の状況について記載してください。また、記載した業務実績について、これを証明するものとして、契約書の写し及び仕様書等の業務内容がわかる資料、その他これらに類する資料を添付してください。

(ｲ) 業務に関する提案調書（第３号様式）

業務に関する提案調書は仕様書の内容を踏まえ「業務全体の実施方針及び実施体制、業務工程」、「成果物の作成方法」についてそれぞれ提案をしてください。提案書の枚数は、それぞれＡ４サイズで１～３ページ程度、合計で最大１０ページ以内とします。なお、提出者の氏名、社名は記載しないでください。

a　業務全体の実施方針及び実施体制、業務工程

本業務を効果的･効率的に実施するための方針及び体制、業務工程について、具体的に提案してください。その際、原案、初稿、最終稿の各行程について、図書省略認定の内容や技能者等の意見をどのように反映し、ブラッシュアップしていくのか具体的に提案してください。

b　成果物の作成方法

設計・施工、工事監理マニュアル及びパンフレットについて、編集方法や成

果物のイメージを提案してください。その際、設計・施工、工事監理マニュアルにおいては、構成を示すとともに技能者等の意見をどのように聴取し、反映するのかを提案してください。また、パンフレットについては、専門家ではない一般の人への効果的に訴求する見せ方をどのように考えているかを提案してください。

(ｳ) 見積書（第４号様式）

本業務の受託見積金額を記載してください。また、積算内訳のわかる見積書（様式自由）を添付してください。

ウ　その他の書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は、参加申込書と併せ、自己を証明する書類として次の書類を各１部提出してください。原本（写し不可）とし、申込日から３か月以内に発行されたものとしてください。

(ｱ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）

(ｲ) 消費税又は法人税及び消費税の未納がないことを証明する納税証明書

(ｳ) 本市の市民税及び固定資産税の未納がないことを証明する納税証明書

※　法人にあっては京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ、個人にあっては京都市内に住民票がある場合又は固定資産を所有する場合のみ

(ｴ) 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないことに関する誓約書

(ｵ) 水道料金・下水道使用料の納付状況に関する調査同意書

※ 京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者の場合のみ

(3)　提出期限

令和８年１１月２５日(水)午後５時必着

(4)　提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ、持参により提出してください。また、郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認してください。

４　提案募集に関する質疑

(1)　質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和８年１１月１３日（金）午後５時までに（必着)、担当部局宛てに電子メール又は郵送により、質疑書（様式自由）を提出してください。また、電子メールによる場合は、受信を必ず電話で確認してください。

(2)　質疑に対する回答

全ての質疑及び回答については、令和８年１１月１８日（水）午後５時までに京都市都市計画局建築指導部建築審査課のホームページに掲載します。なお、回答は本要項と同等の効力を有するものとします。

(3)　担当部局

〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
京都市役所分庁舎２階 都市計画局建築指導部建築審査課（担当：寺門、川井）
電話：（０７５）２２２－３６１６
電子メールアドレス：kenchiku-sinsa@city.kyoto.lg.jp

５　受託候補者の選定

(1)　受託候補者の選定の概要

「京都市都市計画局建築指導部業務受託候補者選定要綱」に基づき、受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）を置き、提出された提案書に基づき、受託希望者の事業履行能力を審査し、受託候補者を選定します。

(2)　委員会の構成員

委員会の構成員は下表のとおりとします。

委員長	都市計画局建築指導部長
構成員	都市計画局建築指導部建築指導課長
	都市計画局建築指導部建築相談・道路担当課長
	都市計画局建築指導部建築審査課長
	都市計画局都市企画部都市総務課長

(3)　選定方法

評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定します。このうち第１順位の提案を行った者を受託候補者として選定します。ただし、得点の合計が最大となる者が２者以上となった場合には、協議のうえ、１者を受託候補者として選定します。 参加資格者が１者であった場合も、受託候補者として選定するかについて審査を行います。第１順位の提案を行った者の評価点が６０点に満たない場合は、当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しません。

このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。なお、これらの場合においては、次点の者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）を受託候補者として選定することとします。

※なお、当該審査及び評価に当たり、全ての受託希望者に対しヒアリングを実施することがあります。当該ヒアリングを実施する場合は、別途通知します。

(4)　評価項目及び評価事項

評価項目、評価事項及び配点は下表のとおりとします。

評価項目		評価事項	配点
業務実績	提案者の同種・類似業務実績	過去１０年以内の業務実績 A(１０点)：同種２件以上 B(６点)：同種１件以上 C(３点)：類似１件以上 D(０点)：実績なし	１０
	管理技術者の同種・類似業務実績	過去１０年以内の業務実績 A(１０点)：同種２件以上 B(６点)：同種１件以上 C(３点)：類似１件以上 D(０点)：実績なし	１０
	主任技術者の同種・類似業務実績	過去１０年以内の業務実績 A(５点)：同種２件以上 B(３点)：同種１件以上 C(１点)：類似１件以上 D(０点)：実績なし	５
業務提案	①業務全体の実施方針及び実施体制、業務工程	業務全体の実施方針 ・本市の委託業務全体に対する理解度、実施方針の妥当性、実現可能性等を評価する。	１０
		業務全体の実施体制 ・手持ち業務の状況や適切な人員配置、組織的に業務を遂行できる体制（本市との連絡体制、組織的な遂行体制等）が構成できているか等を評価する。	１０
		業務全体の実施行程 ・意見聴取や報告会の結果を業務に適切かつ効果的に反映できるプロセスとなっているか、適切なスケジュールとなっているか、本市や関係者との協議・調整期間を見込んでいるか等を評価する。	１０

	②成果物の作成方法	作成資料の編集方法、業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実現可能性等を評価する。	３０
見積金額		受託見積金額に応じて配点を行う。	１０
市内貢献		A(５点)：京都市公契約基本条例第２条第三号の市内中小企業 B(３点)：本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する企業。 C(０点)：上記のいずれでもない。	５

６　選定結果

(1)　選定結果の通知

選定結果は、令和８年１１月２７日（金）までに、全ての受託希望者に対し書面により通知します。

(2)　選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果（参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報）を公表します。

７　契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。契約事項は、京都市入札情報館に掲載している標準契約書（業務委託契約書）とします。 なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）と契約を締結することとします。

８　注意事項等

(1)　参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、「２　参加資格」に定める要件を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消します。

(2)　応募手続等、提出書類について

応募手続き等、提出書類の扱いに係る諸規定は以下の通りとします。

ア　使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ　応募にあたり、「図書省略認定を使用した木造建築物」の内容を確認したい場合は、当該認定手続きに係る資料の一部を担当部局の窓口で閲覧できます。
閲覧を希望する場合は、事前に担当窓口までメールにて連絡してください。その際、メールには所属、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、閲覧の希望日を記載してください。

ウ　提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とします。

エ　提出書類は返却しません。

オ　提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めません。

カ　提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しません。

キ　同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めません。

ク　参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ケ　次のいずれかに該当する場合は応募を無効とします。

(ｱ)　提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(ｲ)　提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3)　失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後、実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがあります。

ア　提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ　受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合